2026年11月

お客さま各位

足立成和信用金庫

国債取引規定集改定のお知らせ

平素より足立成和信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

このたび、手数料の改定に伴い、下記のとおり「国債取引規定集」を改定いたします。

記

1. 改定対象規定
   国債取引規定集

2. 改定日
   2026年12月1日(火)

3. 改定内容
   第5条(手数料)
   口座の設定に伴う手数料を無料に変更します。

※改定内容については、本お知らせ2ページ目以降の新旧対照表をご参照ください。

以上

足立成和信用金庫

新	旧
第5条(手数料) この規定に基づく口座の設定に伴う手数料は、無料です。	第5条(手数料) 1. この規定に基づく口座の設定に伴う手数料(以下「手数料」といいます。)は、手数料等一覧表により1年分を後払いするものとし、毎年3月の第 2 月曜日に、お客様が指定した預金口座(以下「指定口座」といいます。)から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。 なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から月割計算によりお支払いください。 2. 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。 3. 契約期間中に口座の解約があった場合又は償還や振替により振決国債の残高がなくなった場合は、解約日又は残高がなくなった日の属する月までの手数料を月割計算によりお支払いください。 4. 当金庫は、指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第 10 条により当金庫が受け取る振決国債の償還金、利子又は買取り代金等(以下「償還金等」といいます。)から手数料に充当することができるものとします。
第 18 条(この規定の変更) この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。 変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、ホームページその他相当の方法により周知します。なお、変更内容が、お客様の従来の権利を制限し、又お客様に新たな義務を課するものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。 2026 年 12 月 1 日現在 足立成和信用金庫	第 18 条(この規定の変更) この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。 変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、ホームページその他相当の方法により周知します。なお、変更内容が、お客様の従来の権利を制限し、又お客様に新たな義務を課するものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。 2025 年 10 月 1 日現在 足立成和信用金庫